



# 平成25年度 京都市再生可能エネルギー等導入推進基金活用 民間施設補助事業の募集について

「災害に強く、低炭素な地域づくり」を進めることを目指し、地域の避難所や防災拠点等の役割を担う民間施設において、災害時に最低限の機能を維持するために必要なエネルギーを維持するため、防災機能の向上を図る再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を支援します。

## 補助対象事業 ー市内の事業所における以下の事業ー

災害時において地域の住民その他不特定多数の者が利用する避難施設、地域における防災拠点として機能する以下の民間施設を対象に、再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーの整備等を行う事業

- ① 京都市指定避難所（私立学校等）
- ② 福祉避難所の事前指定に関する協定を締結した福祉施設
- ③ 「観光客一時滞在施設」の指定に関する協定を締結した宿泊施設等
- ④ 医療施設
- ⑤ 災害時における子どもの一時預かり等の協力に関する協定を締結した福祉施設
- ⑥ 区災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定を締結した施設等
- ⑦ 災害時における物資の提供協力に関する協定を締結したコンビニエンスストア
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める施設

## 補助対象経費

避難施設等において「蓄電池設備を伴う再生可能エネルギー設備(※1)」、「高効率照明設備、空調機器(※2)」の整備を行うために必要な以下の経費（消費税は対象外）

- ① 設計費
- ② 本工事費
- ③ 付帯工事費
- ④ 機械器具費
- ⑤ 測量費及び試験費
- ⑥ 事務費その他市長が必要と認める経費

なお、既に再生可能エネルギー設備がある場合には蓄電池設備のみの導入も対象となります。

※1 再生可能エネルギー設備とは、太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備（熱利用設備は発電設備を伴うもの）

※2 再生可能エネルギー設備と蓄電池設備を効率的に利用する範囲のもの

## 補助要件（次の要件を全て満たすこと）

- ① 耐震性を有する建築物であること。
- ② 設備の規模は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設等において必要とされる最低限の機能が維持できる程度のものであること。
- ③ 電力は原則として全量自家消費するものとします。  
（自家消費できない余剰電力に限り売電することができますが、固定価格買取制度の対象にはなりません。）
- ④ 平成26年3月20日までに事業が完了すること。

## 補助概要

- ① 補助対象経費の3分の1以内（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ② 補助上限は、1,000万円  
（平成25年度予算額 2,000万円）

## 募集期間

平成25年12月6日(金)から平成26年1月17日(金)までの間に、補助金交付申請書及び事業計画書を、京都市環境政策局地球温暖化対策室まで持参もしくは郵送願います。

<当日必着>

なお、補助金交付申請書は、京都市のホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000159970.html>

## 採択可否の決定

募集期間終了後、審査により、予算の範囲内で採択可否を決定し、通知する予定です。

事業は、原則として補助金の交付決定を受けてからの着手とします。

（ただし、所定の条件を満たす場合で、補助金交付決定前に事業を着手する必要があると認められる場合は、事前着手届を提出することで事業に着手できます。なお、不採択となった場合は補助金を受けられません。）

## お申し込み・お問い合わせ

京都市環境政策局地球温暖化対策室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL : 075-222-4555

